

若者向け悪質商法被害防止啓発に係る車内広告 仕様書

- 1 掲出期間 第1回 平成23年7月13日(水)から14日間
 第2回 平成24年3月1日(木)から14日間
 (飯田線を除くJR各路線及びしなの鉄道については12日間)

2 車内広告の路線別内訳(1回あたり)

区分	会社・路線名	形態	掲出期間	規格	所要枚数
電車 (在来線・普通車両)	信越・篠ノ井線	中づり	12日	B3W	112
	篠ノ井・中央東・大糸線	中づり	12日	B3W	128
	しなの鉄道	中づり	12日	B3W	96
	飯田線	中づり	14日	B3W	150
	飯山線	まど上	12日	B3	19
	小海線	まど上	12日	B3	27
	長野電鉄	中づり	14日	B3	78
	松本電鉄	中づり	14日	B3	16
	上田電鉄	中づり	14日	B3	20
バス	長電バス	まど上	14日	B3	92
	アルピコ交通 (松電バス)	まど上	14日	B3	40
	アルピコ交通 (諏訪バス)	まど上	14日	B3	15
	アルピコ交通 (川中島バス)	まど上	14日	B3	100
	伊那バス	まど上	14日	B3	30
	千曲バス	まど上	14日	B3	71
	上田バス	まど上	14日	B3	10
	信南交通	まど上	14日	B3	15
合 計					1,019

(注) 「所要枚数」はB3Wの場合B3のポスターを2枚として算定した。

- 3 掲出する広告物
 ポスターは県で用意する。(関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン B3版ポスター)

- 4 その他
 掲出開始日は、各交通機関の都合により若干前後しても構わない。